

令和 8 年 6 月定例会 水俣市一般会計補正予算の概要

議第 5 2 号 令和 8 年度水俣市一般会計補正予算（第 2 号）

（単位：千円）

会計名	補正前 予算額	6 月補正予算 （第 2 号）	補正後 予算額	伸率
水俣市一般会計	17,283,932	△2,853	17,281,079	0.0%

補正予算のポイント

6 月補正予算第 2 号

○不登校の子どもへの切れ目ない支援事業

8, 9 7 5 千円

教育・福祉・地域関係機関等が連携し、地域全体で不登校に悩む子どもやその保護者を支援する体制を整備します。

○地域子育て支援拠点事業

2, 3 4 4 千円

地域の子育て支援機能の充実を図る取組を実施する事業者に対する補助を行います。

○民生委員・児童委員関係経費

7 8 0 千円

民生委員・児童委員の処遇改善を図るため、活動費に係る補助を増額します。

○犯罪被害者等支援経費

6 0 0 千円

犯罪被害者等が受けた被害による経済的負担の軽減を図るため、見舞金制度を創設します。

不登校のこどもへの切れ目ない支援事業

令和8年度6月補正
予算額8,975千円
[こども子育て課]

目 的

学校に関するこどもの悩みの背景には様々な事情が複雑に関係していることから、教育・福祉・地域関係機関等が連携し、地域全体で不登校に悩むこどもやその保護者を支援する体制を整備する。

概 要

切れ目のない支援

福祉の専門性（アセスメント、アウトリーチ）を活かし、どの段階でも支援が途切れない仕組みを構築



成長と体験の機会を創出

登校再開だけでなく、こどもや保護者のニーズに応じた地域との交流や職場体験など、多様な成長の機会を創出

支援メニューの体系

【休み始め】



SNS・メール 相談窓口の新設

電話や対面をためらう層に向け、市長部局にSNS等の窓口を設置し、相談のハードルを下げて初動を迅速化

【休養期】



関係機関との情報共有 保護者支援

要保護児童対策協議会での学校現場との情報共有、ペアレントプログラム・メンターによる保護者の不安解消

【回復期】



「地域まるごとサポート校」と交流

協力企業での職場体験（保育、農業等）や、不登校経験のある学生（こどもメンター）との交流で社会性を育む

【全期間】アウトリーチと多職種連携会議

社会福祉士等による家庭訪問（アウトリーチ）の継続と保健・医療・福祉・教育が一体となった連携会議を定期開催

実施体制 （コーディネート図）

協力企業
地域まるごと
サポート校

教育委員会
SC・SSW
・自立支援教室等

市こども子育て課
社会福祉士資格を持つ
コーディネーターが中心となり、
各機関のハブとして機能

民間団体
社会福祉法人等

医療機関
総合医療センター等

予 算

地域における不登校のこどもへの切れ目ない支援事業 8,975千円（国（子ども家庭庁）10/10）

地域子育て支援拠点事業

令和8年度6月補正

予算額2,344千円

[こども子育て課]

1 目的

●少子化や核家族化の進行、地域社会の変化など、こどもや子育てをめぐる環境が大きく変化する中で、家族や地域における子育て機能の低下や子育て中の保護者の孤独感や不安感等に対応するため、地域において子育て親子の交流等を促進する子育て支援拠点に補助することにより、地域の子育て支援機能の充実を図り、子育ての不安感等を緩和し、こどもの健やかな育ちを支援する。

2 概要

子育て中の親子が気軽に集い、相互交流や子育ての不安・悩みを相談できる場を提供する。

【一般型】公共施設、空き店舗、保育所等に常設の地域の子育て拠点を設け、地域の子育て支援機能の充実を図る取り組みを実施

基本事業

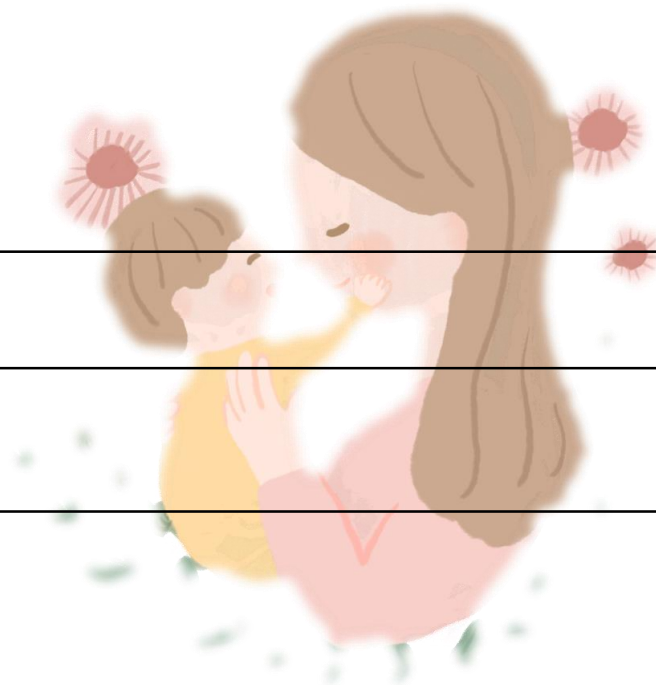
- ①子育て親子の交流の場の提供と交流の促進
- ②子育て等に関する相談、援助の実施
- ③地域の子育て関連情報の提供
- ④子育て及び子育て支援に関する講習等の実施

3 予算額

地域子育て支援拠点事業補助金 2,344千円

(財源内訳) 子ども・子育て支援交付金(国) 1/3

地域子育て支援拠点事業補助金(県) 1/3



民生委員・児童委員の処遇改善について（福祉課）

補正予算額 780千円

○民生委員・児童委員の役割等について

地域住民に最も近い場所で、高齢者、障がい者、生活困窮者や児童等に関する相談を受けたり、地域課題を行政や関係機関につなぐ等の大切な役割を担う地域福祉向上に欠かせない存在（非常勤の公務員、無報酬）。

福祉等経験者ばかりでなく、教育関係、一般企業経験者など多様な背景をお持ちの方々にその役割を担っていただいています。

○活動費用や行政の支援について（R7年度、R8年度は650万円／年）

- ・ 全員を対象とした年10回の全体研修会や役員・新任研修に係る費用。
- ・ 研修関係費（会場費・資料費・費用弁償等）、通信運搬費、消耗品費、事務員の雇用経費等。
- ・ 各委員に支払われる地域福祉活動に対する活動費は、1人当り3万円／年。研修時費用弁償は2,200円×10回分。合計して最大5万2千円／年。

○民生委員・児童委員の現状や課題

- ・ 全国的に民生・児童委員の担い手不足が問題である中、現在、水俣市でも定数78人に対し70人、8人の欠員。
- ・ 担い手不足の主な原因は、困難かつ責任を伴う重責感、高齢者雇用が進み候補者確保の困難等。
- ・ また、訪問等活動時におけるガソリン代や電話代等の経費増も負担となっています。

○今回の予算の趣旨

- ・ 委員活動費を3万円／年⇒4万円／年（1万円増額×78人＝78万円）。
- 研修時費用弁償と合わせて最大6万2千円／年。

○今後必要な市の取組

- ・ 民生委員・児童委員の役割や活動内容の大切さの広報・周知。
- ・ 地域における自治会と民生委員の連携促進など。

犯罪被害者等見舞金制度の創設について（福祉課）



犯罪被害者等支援
シンボルマーク

「ギュっとちゃん」

1. 制度創設の趣旨

水俣市では、犯罪行為により不慮の死を遂げた被害者の御遺族や、重傷病を負われた方などに対して、犯罪直後に直面する生活への不安や経済的な負担の早期軽減を図ることを目的として、「犯罪被害者等見舞金制度」を新たに創設します。本制度は、犯罪被害者等が平穏な生活を取り戻すための第一歩を支援するものです。

2. 水俣市犯罪被害者等支援条例について

犯罪被害者等見舞金制度は、令和8年第2回水俣市議会定例会に上程を予定している犯罪被害者等支援条例に基づくものです。この条例は、犯罪被害者等基本法に基づき、水俣市の犯罪被害者等の支援に関し、基本理念を定め、市及び市民等の責務を明らかにするとともに、犯罪被害者等の支援の基本となる事項を定め、犯罪被害者等の支援を総合的に推進することにより、犯罪被害者等の権利利益の保護を図り、もって市民が安心して暮らすことができる地域社会を実現することを目的としています。

本条例では、見舞金による経済的負担の軽減を図る他、相談及び情報の提供、日常生活の支援、市民等の理解の促進、二次被害の防止等を図ることとしています。

3. 予算計上額

遺族見舞金	$300 \text{ 千円} \times 1 \text{ 件} = 300 \text{ 千円}$
重傷病見舞金	$100 \text{ 千円} \times 3 \text{ 件} = 300 \text{ 千円}$
	計 600 千円